

第2章 田布施町のまちづくりの基本目標

まちの将来像の実現に向けて、次の基本目標を定めます。

1 安全・安心なまち

安全・安心なまちを目指し、災害、火災、交通事故や犯罪などに対して、住民一人ひとりの防犯・防災意識を高め、自主防災組織や防犯パトロール隊などの地域の組織による予防活動や初動活動がより活発に行うことができるように支援することにより、火災・交通事故などの未然防止を図り、災害発生時には減災につなげます。

さらに、災害時において被災者を減らすための対策を進めるとともに、多様化する消費者ニーズに対応するため、国・県をはじめとして多様な主体と連携しながら、消費生活に関する窓口機能の充実を図ります。

●重点施策

(1) 消防・防災対策の充実

防災基盤の整備を継続的に実施するとともに、自主防災組織の育成、各種ハザードマップの有効活用を推進します。なお、デジタル化への更新を控えた防災行政無線子機の設置については、将来の防災体制を念頭に地域との協議を行います。

(2) 災害に強いまちづくり

近年、異常気象等による集中豪雨が各地で頻発しています。このため災害に強いまちを目指して、治山、治水、海岸保全対策を計画的に実施していくとともに、自主防災組織の育成や梅雨時期前の危険箇所の点検などを関係機関と連携して実施します。また、耐震化対策として公共施設の耐震化や一般住宅の耐震化啓発等にも取り組みます。

(3) 交通安全対策の推進

交通安全については柳井警察署との連携をはかり、田布施町交通安全対策協議会や柳井地区交通安全協会を中心に、子ども、高齢者等の交通弱者対策を重点的に実施します。また、カーブミラー等の交通安全施設の整備にも取り組みます。

(4) 地域安全活動の推進

安全で安心なまちづくりを推進していくためには、防犯パトロール隊、補導委員会、自治会など地域での防犯対策や安全活動が重要な役割をします。このため関係団体の活動を支援するとともに、防災・防犯メール等による情報の共有化や防犯灯の整備等を推進します。

※自主防災組織
住民一人ひとりが「自らの命は自ら守り、自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織のこと。

※ハザードマップ
災害予測図。津波、地震、火山、風水害等の自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図に示したものを。

※デジタル
状態を示す量を数値化して処理を行う方式。情報を「0」と「1」の数字の組み合わせに置き換えて処理を行うこと。

※防災行政無線子機
台風や大雨などの防災に関する情報や、市町村・公的機関等からの住民生活に必要な情報を提供するため戸別に設置する受信機のこと。

第2編 基本構想

※交通弱者
自動車中心社会において、移動を制約される人。交通事故の被害に遭いやすい人。

※悪質商法

不当な利益を得るような社会通念上問題のある商売方法のこと。悪徳商法。

(5) 消費者保護の充実

悪質商法や訪問販売等による消費者の被害が急増しています。このため、消費者自らの主体的、合理的な消費行動を促進するため、関係団体やグループと連携し、消費生活に関する情報提供を進めます。また、県消費生活センターなどと情報を共有することにより消費生活相談体制の充実に努めます。

2 健やかで思いやりのあるまち

健やかで思いやりのあるまちを目指し、安心して子どもを産み育てられるよう子育て支援対策を推進するとともに、地域ぐるみでの子育て環境の醸成を図ります。

住民が健康に暮らせるよう、一人ひとりの健康意識を高め、病気や寝たきりなどになりにくい生活を支援するための保健、介護予防対策を進めるとともに、様々なニーズに応えられる体制を充実させ、住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で暮らせるよう、互いに助け合い、支えあう地域社会を目指します。

また、性別、年齢、国籍などを問わず、いつも笑顔で暮らせるよう、人権を尊重する社会づくりを進めます。

●重点施策

(1) 保健・医療の充実

多様化・複雑化する保健・医療問題に対応して、市民の健康を保持し、増進を図るため、保健・医療施策の充実に努めます。特に、市民の医療に対する様々なニーズに対応し、いつでも安心して医療が受けられるよう民間医療機関とも協力し、休日・夜間診療体制の充実、救急医療システムの整備や保健活動の拠点施設の整備に努めます。

(2) 地域福祉の推進

全ての住民が住み慣れた地域で支え合いながら暮らせる、温かい福祉社会を創造するため、地域福祉計画を策定します。さらに啓発活動を積極的に推進し、人に優しい福祉のまちづくりを進めます。

(3) 高齢者福祉の推進

高齢者が誇りと生きがいを持ち、元気に暮らせるよう、高齢者の社会参加を促進するとともに、要介護状態にならないようにするため、生活習慣病対策や介護予防の推進に取り組みます。

(4) 障害者（児）福祉の推進

身体・知的・精神の三障害が包括された自立支援制度の下で障害者（児）

※地域福祉計画

高齢者、障害者、子育て家庭など支援を必要としている人を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるようなしくみを作る計画。

が各種のサービスを利用して、地域で自立した生活を送れるよう、自立ができるようノーマライゼーションの理念に立った社会づくりを進めます。

(5) 児童福祉の推進

安心して子どもを産み、子育てができ、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、関係機関が一体となって、多様化する保育ニーズに即した保育内容の充実、放課後の居場所づくり、児童虐待の防止など子育ての環境づくりを進めます。

また、田布施町次世代育成支援行動計画の確実な推進と家庭・地域・行政の連携による子どもたちの健全育成に努めます。

(6) 社会保障の充実

住民のだれもが安心して健康的な生活が送れるように、相談・指導体制の充実、援護サービスの充実、生活自立への福祉支援、医療費等の負担軽減等、社会保障制度の適正な運営に努めます。

(7) 人権を尊重するまちづくり

誰もが等しく人権を尊重され、ともに生きる社会を築いていくために、基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、学校をはじめ、地域や職場など、様々な場面でも人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進します。

(8) 男女共同参画社会の形成

家庭、地域、職場における男女共同参画に向けた意識づくり、学習機会の提供、啓発を行うとともに、仕事と家庭生活、地域生活の両立が可能となるよう支援、啓発に努めます。また、個人の尊厳を傷つける男女間の暴力を容認しない意識の醸成を図る啓発活動や暴力被害者の相談、支援体制に努めます。



※ノーマライゼーション
障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常な社会のあり方であり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

※次世代育成支援行動計画

すべての子どもが健やかに成長できるよう、家庭、地域、保育施設、学校、行政などが、それぞれの役割を認識し、協働しながら新しい子育て支援社会を構築する計画。

※男女共同参画社会

男女が社会を構成する対等なパートナーとして、共に活躍できる機会が得られ、お互いに協力し合いながら責任を担う社会。

※地産地消

地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。

※ほ場整備

耕地区画や用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することにより労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。

※耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無い田畑、果樹園。

※6次産業

農業や水産業などの1次産業が食品加工・流通販売等の2次、3次産業を一体化にした事業展開のこと。

※超高速ブロードバンド

映像配信サービスなど高速かつ大容量のデータ送受信(下り伝送速度30Mbps以上)のやりとりが可能となる光ファイバーによる大容量通信網。

※見守りシステム

高齢者等援護を必要とする人の自宅などで生活活動を見守るシステム。

3 豊かで活力のあるまち

豊かで活力に満ちたまちを目指し、田布施町が持つ美しい自然を地域資源として有効に活用していきます。また、時代のニーズである健康志向の観点も取り入れ、安全な食の提供などへの対策を進めます。さらに、農業生産の基盤づくり、特産物の開発や地産地消の推進などによって、農業と商工が連携し、一体となってまちの魅力を発信し、町の活力を高めていきます。

また、若者等の定住が図れる商工業や情報産業等の企業誘致並びに地場産業の振興を図るため、道路や情報通信網を充実させる必要があり、年次的に整備に努めます。

●重点施策

(1) 農林業の振興

ほ場整備を実施し、水田の汎用化を進め、土地利用率の向上による水田のフル活用を推進するとともに、耕作放棄地の解消に努めます。

また、関係機関と連携し、農業の担い手の確保・育成に努めるとともに、特産品等の振興、農業・農村の6次産業化への支援、生産者と消費者との交流の促進により地産地消の推進と農業生産性の向上を図ります。

(2) 水産業の振興

生産基盤の整備に努めるとともに、経営の安定化、漁業の担い手づくり等を支援します。

(3) 工業・商業・サービス業の振興

道路・情報通信網等の産業基盤の整備に努めるとともに、関係機関との密接な連携により経営基盤の強化等を支援します。

農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに提供することにより、新商品・新サービスの開発等に取り組む農商工連携を支援します。

また、企業の立地整備を支援する体制をつくり、企業誘致の促進に努めます。特に、情報産業等サービス業の企業誘致に努めます。

(4) 地域情報化の推進

生活の利便性を高める超高速ブロードバンドの環境整備に努めるとともに、整備に併せてケーブルテレビ網など情報基盤整備を検討します。また、町民が安全に安心して暮らせるよう防災・防犯情報を迅速に提供する仕組みや高齢者等ひとり暮らし世帯の見守りシステムの導入を検討します。

(5) 交通の利便性の向上

近隣市町への移動の利便性を高めるため、国道や県道の幹線道路網の整備

促進や日常的に利用する町道等については新設改良により安全性の確保に努めます。また、公共交通の有効な利活用についても今後検討していきます。

4 快適な生活環境のまち

快適な生活環境のまちを目指し、田布施町の美しく豊かな自然・田園環境を守り、上水道の安定供給を行うとともに、水質保全と生活環境の改善の観点から各種下水処理システムによる生活排水などの適正処理を推進します。

また、人にやさしい、住み続けられるまちであり続けられるよう、自然との調和の中で適切な土地利用を進めるとともに、快適な住環境の確保を図ります。

さらに、ごみの減量化、リサイクル、資源の節減などに取り組み、二酸化炭素排出量の削減など地球規模の観点から環境負荷の低減を図り、低炭素、省資源、循環型の社会の形成を進めます。

●重点施策

(1) 美しいまちづくりの推進

美しくて魅力のある景観及び環境をつくること、本町の定住条件を高め、まちを発展させる原動力になることから、町民・企業・行政が互いに協力して美しくてきれいなまちを目指した施策に取り組みます。

(2) 環境衛生・環境保全の推進

環境にやさしい循環型の社会づくりに向け、住民や事業者への意識啓発を進め、自主的な3R運動[※]の促進と分別排出の徹底などによるごみの減量化、再資源化を促進します。また、未来に地球環境と地域の自然環境を残せるよう地球温暖化防止に取り組みます。

(3) 良好な生活環境の確保

民間と行政が適切に役割分担し、快適で安心して住み続けられるよう、安全で良質な住宅・宅地の提供を促進します。また、住環境にとって公共施設や広場の緑化、公園施設などは重要な要素となりますので、潤いのある生活空間を創出するため、町民一体となった活用方法を検討します。

(4) 上水道の安定供給

安心で安定した水の供給に向けて飲料水供給施設の維持管理及び上水道の整備拡充に努めます。

(5) 公共下水道の整備

快適な生活環境の確保と河川などの公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備促進を図ります。また、浸水被害を防止するため、計画的な

※ 3R 運動

ごみを減らす「リデュース」、限られた資源を繰り返し使う「リユース」、資源を再利用する「リサイクル」の3つの意味で、有限な資源を守り育てることを目的とした運動。

第2編 基本構想

※飲料水供給施設

飲料に適した水を供給する水道で給水人口が100人以下のものをいう。

※公共下水道

市街地における雨水や汚水を地下に埋設した管渠で排除し、終末処理場又は流域下水道に接続するものをいう。

雨水排水対策の実施に努めます。

5 元気で心豊かな人が育つまち

元気で心豊かな人が育つまちを目指し、学校教育の充実に努めるとともに、地域に開かれた学校づくりを進め、家庭、学校、地域社会が連携して、豊かで健全な人間性や社会性を身につけた子どもたちを育成していきます。

また、生涯学習や生涯スポーツへのニーズが高まる中、様々な人材の好循環を生み出しながら、プログラム、指導者を強化し、これらを有効に活用することにより目的に応じた学習やスポーツを行える環境づくりに努めます。

さらに、社会参加や社会貢献などの意欲を高め、世代間や様々な人々との交流を促し、先人たちが培ってきた地域文化や伝統の継承の気運を高めます。

●重点施策

(1) 学校教育の充実

確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成を図るとともに、質の高い教育環境づくりの推進に努め、さらに家庭や地域との連携を強化し、社会全体の教育力の向上に努めます。また、学校耐震化については整備率100%の早期実現を目指し、児童生徒が安全・安心に学び生活できるよう教育環境の整備を進めます。

(2) 社会教育施策の充実

全ての町民が、住みやすく生きがいを感じることでできる町の実現を図るとともに、幼児から大人まで、各段階に適した学習を支援する環境づくりに努めます。また、学習の成果が適切に評価され、その成果を地域に還元し、地域社会の発展に貢献していくことができる人づくり、町づくりを目指し、社会教育・啓発活動に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

健康で豊かな生活を実現するために、体力や技術・目的に応じ、誰もがスポーツに親しむことができるようスポーツ施設の整備・充実やスポーツイベントの開催、スポーツ活動の充実に努めます。また、レクリエーション施設の整備や利用促進に努め、家族のふれあいや町民のふれあいを促進します。

(4) 豊かな文化の継承と創造

地域の文化に親しむことでできる環境づくりを推進するとともに、文化団体やグループの自主的な文化活動を支援し、個性的で魅力ある文化の創造に努めます。また、郷土の貴重な伝統・文化を継承していくための活動を推進するとともに、田布施町の有形・無形の文化財や伝統文化の保護・保存を進

め、その活用を図ります。

6 計画の推進に向けて

1から5までに掲げたまちづくりの基本目標を達成するためには、多様な主体との協働、そして、健全財政の確立のなかで、より良い行政サービスを提供することにより、信頼される行財政運営を行うことが大切です。

特に、まちの将来像とする「笑顔と元気あふれる、住みよいまち田布施」を実現するためには、私たち町民がともに行動するということが原点でなければなりません。行政主導だけのまちづくりは困難です。このため、住民同士の情報共有と交流の場などの仕組みづくりを支援し、自助、共助によって協力し合える関係を持った地域社会を形成していきます。

●重点施策

(1) 健全財政の確立、より良い行政サービスの提供

変化する社会経済情勢の中で、行政サービスの水準を維持し、将来にわたり健全な財政基盤を維持していく必要があります。このため、今後も田布施町行政改革大綱に基づく取り組みを継続し、健全財政の確立、より良い行政サービスの提供に努めます。

(2) 広域行政の推進

現在行っている広域行政等については、さらに効率的な運営が行われるよう関係団体と連携した取り組みを実施するとともに、地方分権改革等に伴う権限移譲については広域での共同処理が推進できるよう近隣市町との協議を進めます。

(3) 協働によるまちづくり

公共サービスは行政のみが提供するという概念から脱却し、地域、住民、団体との適切な役割分担のもと、住みよいまちづくりが推進できるようコミュニティ活動を推奨し、協働によるまちづくりを推進し、町が保有する行政情報の公開や提供に努めます。



※広域行政

市町村の行政区域を越えて、共通の行政課題を処理するために、広域の行政単位を設けて行政を行うこと。

第2編 基本構想

※権限移譲

住民に身近な行政事務をできるだけ住民に身近な市町村において担えるよう、県から市町村へ事務の権限を移譲すること。

※コミュニティ

居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会。共同体。生活共同体。